

# 神戸市外国語大学の海外渡航における危機管理

## 1. 海外渡航の判断

### ①海外危険情報対応基準

海外渡航（留学、旅行等）の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断に当たっては、海外における日本人の安全対策の一環として、「外務省 海外安全ホームページ」に掲載されている「危険情報」および「感染症危険情報」を基に判断してください。

URL： <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

派遣留学の許可・不許可、休学の許可・不許可については、「外務省 海外安全ホームページ」に準拠し、次表「海外危険情報対応基準」により判断します。派遣留学中に現地の危険度が高まった場合、留学の中止または帰国の指示もあります。また休学許可後に現地の危険度が高まった場合、休学を取り消す場合もあります。

#### 【海外危険情報対応基準】

| 外務省の危険情報（※1）                            | 派遣留学の許可・不許可<br>休学の許可・不許可 |
|---|--------------------------|
| レベル1：<br>十分注意してください。                    | 原則許可<br>(注意義務)           |
| レベル2：<br>不要不急の渡航は止めてください。               | 原則不許可<br>(要協議 ※2)        |
| レベル3：<br>渡航は止めてください。(渡航中止勧告)            | 不許可<br>(帰国・退避要請)         |
| レベル4：<br>退避してください。渡航は止めてください。<br>(退避勧告) | 不許可<br>(帰国・退避要請)         |

※1 感染症危険情報は、危険情報の4段階の 카테고리ごとの表現に収まらない感染症特有の注意事項を状況に応じて追加で付記されるため、4段階の 카테고리以外で注意事項が発出された場合は、その都度本対応基準に照らして判断する。

※2 渡航先の国際行事開催状況、他国外務省の情報、旅行者の現地体験の程度、予測しうる緊急時の体制等を勘案して、しかるべき安全管理をとりうると判断できる場合に「許可」とする。

### ②渡航後の判断

次の場合は必要に応じて留学、旅行等中止し、途中帰国の判断を行ってください。

- ・外務省の危険度情報又は感染症危険情報が、渡航後に変更され、より高い区分となった場合
- ・派遣先大学等において、研究又は学業の継続が困難な場合（大学の閉鎖、研究・就業環境の悪化など）
- ・旅行者が病気・けがにより長期間入院治療が必要となった場合（健康状態に応じた判断を行うこと）

- ・渡航先の国の法律に違反する行為を行った場合(渡航先の国の法律の取扱いに基づき判断する。)
- ・犯罪等の被害者となった場合(渡航先の国の法律の取扱いに基づき判断する。)

## 2. 海外渡航時の危機管理対策

### ①情報収集

・自分の身は自分で守るという意識が重要。そのための情報収集、安全対策及び健康管理に万全を期する。

・外務省が提供している渡航登録サービスを利用する。(渡航期間により、必ず登録すること)

#### 1)外務省海外旅行登録「たびレジ」

URL: <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

3ヶ月未満の渡航を予定している場合、もしくは外国での住所・居所を定めず3ヶ月以上渡航する場合。

#### 2)在留届電子届出システム「ORRnet(Overseas Residential Registration)」

URL: <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/>

旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する日本人は、「在留届」を提出することが義務付けられている。

### ②大学との連絡

・渡航期間、渡航中の連絡先、住所等について派遣留学「緊急連絡先」・「休学を伴う海外渡航に関する届出情報」に記載する。それらに変更になった場合は、メールその他書面で速やかに大学へ連絡する。

・渡航先の国・地域に対して「外務省海外安全ホームページ」の「危険情報」及び「感染症危険情報」が発出されているか確認し、発出されている場合でも旅行等を行おうとする場合は、大学にその理由、安全確認、緊急時の対応について連絡する(危険情報等レベル2以上が発出されている国・地域への渡航を伴う派遣留学・休学は原則として認められない)。

### ③保険について

・渡航先にもよるが、医療費は日本に比べて非常に高く、診療の際に保険証書などの医療費の支払い能力を証明するものを提示することが求められるケースがある。また、クレジットカードの付帯サービスによる海外旅行保険を利用する場合でも、旅行代金をクレジットカードで支払った場合に限られたり、治療費用など必要性の高い保障が低く抑えられていたりするケースも多く見受けられる。さらには、入院や遭難等の予想外の事態に際し、家族が現地に駆けつけるための救援費用のための保障が低い場合は、家族にさらなる経済的負担を負わせることも想定される。

以上のことを勘案し、現地で怪我や病気になった時に安心して治療が受けられるよう、また、家族のためにも、治療及び救援費用に対する保障が無制限の海外旅行保険に必ず加入してください。

(派遣留学生には、海外旅行保険の加入が義務付けられています。)

神戸市外国語大学

国際交流センターの連絡先(派遣留学)

メールアドレス [international-office@office.kobe-cufs.ac.jp](mailto:international-office@office.kobe-cufs.ac.jp)

学生支援班の連絡先(休学)

メールアドレス [gakusei@office.kobe-cufs.ac.jp](mailto:gakusei@office.kobe-cufs.ac.jp)